

# 多治見市スポーツ協会加盟団体に関する規程

第1条 この規程は、多治見市スポーツ協会会則第5条の規程により、多治見市スポーツ協会（以下「この協会」という。）の加盟団体に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協会が会則第5条に定める加盟団体は、次のとおりとする。

(1) 市内を統轄する各種競技団体

- ・多治見市陸上競技協会
- ・多治見市卓球協会
- ・多治見市バスケットボール協会
- ・多治見市スキー協会
- ・多治見市バレーボール協会
- ・多治見市バドミントン協会
- ・多治見市空手道連盟
- ・多治見市アーチェリー協会
- ・多治見市合気道協会
- ・多治見市軟式野球連盟
- ・多治見市剣道連盟
- ・多治見市弓道連盟
- ・多治見市サッカー協会
- ・多治見市体操協会
- ・多治見市ソフトボール協会
- ・多治見市テニス協会
- ・多治見市スポーツ少年団
- ・多治見市ゴルフ協会
- ・多治見市ソフトテニス連盟
- ・多治見市柔道協会
- ・多治見市射撃協会
- ・多治見市山岳連盟
- ・多治見市水泳協会
- ・多治見市スケート協会
- ・多治見市ハンドボール協会
- ・多治見市インディアカ協会

(2) 各学校体育団体

各高等学校（関係団体を含む）及び中学校体育連盟

第3条 加盟団体は、毎年指定する月末日までに負担金をこの協会に納入しなければならない。

2 負担金の額は、次のとおりとする

- |                   |               |         |
|-------------------|---------------|---------|
| (1) 市内を統轄する各種競技団体 | 年額1団体         | 20,000円 |
| (2) (1) に所属する会員   | 年額大人1人（高校生以上） | 100円    |
|                   | 年額子供1人（中学生以下） | 50円     |
| (3) 各学校体育団体       | 年額1団体         | 10,000円 |

3 前項の2号に掲げる団体については、理事会の承認を経て、減免することができる。

第4条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類をこの協会に提出しなければならない。

- (1) 加盟登録申請書
- (2) 事務所所在地、連絡責任者
- (3) 規約
- (4) 所属団体会員一覧表
- (5) 役員名簿
- (6) 前年度事業報告
- (7) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (8) 過去3年間の活動報告書

第5条 加盟の承認を受けた団体は、直ちに第3条に定める負担金を納入し、この協会の評議員1人を選出し、届出なければならない。

第6条 加盟団体は、選出したこの協会の評議員、規則その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

第7条 加盟団体は、毎年4月末日までに次の書類をこの協会に提出しなければならない。

(1) 当該年度の事務所所在地、役員、連絡責任者の氏名、住所、職業

(2) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(3) 当該年度の事業報告書及び収支予算書

(4) 所属加盟団体又は会員一覧表

(5) その他この協会の目的達成のために必要と思われる事項

この協会への加盟団体は、アマチュアスポーツ精神を遵守し、それぞれの規則によって積極的に活動しなければならない。

#### 附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する

2 平成18年4月1日一部改正

3 平成27年4月1日一部改正

4 令和2年5月1日改正（名称等変更）

5 令和5年4月1日改正（合気道入会）

6 令和6年4月15日改正（ゴルフ入会、ボクシング退会）